



社会医療法人 玄州会

奨学金貸与

募集要項

[問合せ先]

社会医療法人 玄州会 光武内科循環器科病院 事務長 松尾武史

〒811-5135 長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 15 番地 3 TEL 0920-47-0023

■ 募集要項 ■

1. 願書受付期間

毎年度 11月1日～翌年1月20日

2. 出願資格

- (1) 岐阜市に本籍を有し1年以上居住する者、又は市外に本籍を有し市内に5年以上居住する者の子弟であること
- (2) 専修学校及び大学に進学するに当たり、若しくは在学者で学校から成績優秀者として推薦された者
- (3) 経済的理由により修学困難で、かつ、人物、品行方正、身体強健で、奨学生としてふさわしい者
- (4) 看護師・准看護師及び介護福祉士の受験資格が得られる学校への進学を希望する者で、卒業後、本会において就労する意思を持つ者

3. 選考方法

- ・書類選考
- ・試験(作文)
- ・面談

4. 提出書類

- 奨学生願書
- 学校長の奨学生推薦書及び成績証明書
- 在学証明書(既卒者のみ)
- 住民票謄本
- 所得証明書(同一生計家族)

5. 出願方法

郵送・持参どちらでも出願できます。



■ 貸与規定（抜粋） ■

1. 奨学金の限度額等

①貸付人員 毎年3人以内

②貸付月額 大学・短期大学・専門学校 1人につき10万円以内
高等学校 1人につき5万円以内

2. 貸付期間

在学する学校の正規の最短修業期間

3. 返還

奨学金は、卒業する月の6月後から貸与を受けた期間に相当する期間内に、貸与額を月賦、半年賦又は年賦のいずれかの割賦の方法で返還しなければならない。

4. 免除

・資格取得をしたうえで貸与期間の1.5倍の期間在職すれば、奨学金の返還を免除します。

・奨学生であっても、本会職員採用試験を受験し、合格する必要があります。

5. 返還の猶予

①進学したとき・・・その在学期間

②疾病その他やむを得ない理由により返還が困難となったとき
・・・申出により1年以内

③島外医療機関に就職したとき・・・申出により3年以内

* 社会医療法人玄州会 奨学金貸与規程を必ずご確認ください*

■ 出願手続きから入学・奨学金の支給まで ■

進学意志の決定



奨学金願書提出（11/1～1/20）



書類選考・試験及び面接



選考合格



内定通知



進学先合格



4 月在学証明書・奨学金貸与願・口座届提出



奨学金貸与開始（毎月 10 日振込）

